

平成 20 年 12 定 県民企業常任委員会

行田委員

まず、経済状況の悪化に伴う外国籍県民への支援策についてお伺いしていきたいと思っております。

先日、新聞に、本県のいすゞ自動車藤沢工場など、生産部門で働く非正規従業員を 1,400 人解雇するという記事が掲載されました。その後、こうした記事が、連日、紙面に上っているわけですが、解雇される従業員の中には日本の方とか、若い方とか、いろんな形で支えていかなければならないですが、同時に、外国籍の県民の方も含まれている。

そうした点に目を向けてみると、社会の安全・安心のためにも、こうした外国籍の人たちに対してもしっかりと手を差し伸べ、相談に乗るなどの支援策を講じる必要があると思っております。言わば社会の基盤の中の一部を成しておるわけですので、この常任委員会で議論するに当たっては、もちろん雇用については商工労働でやらなければいけないわけですが、外国籍県民への支援という点では、この委員会で議題として挙げておくべきではないかと思うわけです。

最初にお聞きしたいんですけれども、前々回の常任委員会で、外国籍県民向けのメールマガジンで行政情報を発信しているというところについて、今、何箇国語もの言語を使って発信をされているわけですが、中国語はそこになかった。中国籍の方というのはナンバー 3 ぐらいのレベルでいらっしゃるわけですが、中国語のメールマガジンの発信の状況はどうなっているかお伺いしておきたい。

国際課長

かながわ国際交流財団が実施しておりますメールマガジンでございますが、現在のところ、英語、スペイン語、ポルトガル語、日本語の 4 言語でやっておりますが、委員のお話も承りましたので、来年度から中国語も加える方向で検討しているところでございます。

行田委員

分かりました。では、来年度からしっかり進められるよう、準備をよろしく願いいたします。

外国籍県民に対する相談体制とか、こういった相談が寄せられているか、こういうものに関しては、これまでも何度か伺っているものですから、特に今日は聞く必要ないと思うんですけれども、いずれにしても、外国籍県民が本当に困っている状況の中で、各市町村でやっという、県でもやっという、そうした窓口で、大変な時にしっかり相談してもらいたいので、1 人で悩むのではなく、しっかりアクセスしてもらおうような仕組みは非常に重要です。私もセンターなどの現場に行き確認をしておりますと、非常に熱心に外国籍の方を、市町も含めてサポートしているという現実があると思っておりますので、どうやってそこまでアクセスしてもらおうかということが非常に重要だと思います。

そうした点で伺ってきたいんですけれども、経済状況はますます今後も悪化していくというふうに思われます。職を失うことにより雇用保険とか職探し、教育、DV などの問題に発展していくということが推察されるわけなんですけれども、こうした問題に対して相談が寄せられた場合、どのように対応していこうとしているのか、確認しておきたいんです。

国際課長

委員お話しのとおり、外国籍県民の増加、それから、最近の経済状況の悪化によりまして、外国籍県民相談窓口に寄せられる相談内容も複雑化、多様化していると承知しております。

相談内容によりまして、より専門的な相談機関による相談を受けた方がいいと考えられるケースもございます。そういった場合、例えば、仕事や労働関係に関する相談につきましては、ハローワークの外国人雇用サービスコーナーを御紹介し、また、商工労働部で設置してございます外国人労働相談窓口と連絡を取り合いながら、必要な書類、手続等の情報を相談者にお伝えするなどして、スムーズに連携がとれますような相談体制をとっております。また、教育やDVの問題につきましても、それぞれの専門の窓口で連絡をとりまして、相談が受けられるようにつなげております。

行田委員

今の答弁を聞きますと、相談に来た人への対応の体制は整っているということは感じたんですけども、こういった相談窓口に来る人は、私はまだいいのではないかと思います。本当に困っている人の中に、こうした相談窓口の存在すら知らずに1人で悩んでいる、また家族で悩んでいる、特に言葉が分からなくて、家族の中で、お父さんの仕事がなくなってどこに行ってもいいか分からないといった人たちがいると思う。この人たちはどうしていいか分からないと思うんですが、現在の相談窓口について、どのように広報しているのかお伺いしたいんです。

国際課長

本県には3箇所の相談窓口がございますけれども、相談の御案内につきましては、まずは国際課が年3回、5言語で発行しております情報紙でございます、こんにちは神奈川に掲載いたしまして、市町村の外国人登録窓口でありますとか、公共職業安定所、また、外国籍県民の支援をしていらっしゃる団体等に配布し、周知を図っております。また、国際課のホームページにも詳細情報を掲載し、見ていただいているところでございます。それに加えて、例えば、横浜市が出しております市民向けの多言語情報紙くらしのガイド、あるいは、鶴見区版の広報よこはま、こういったものにも掲載していただいております。また、横浜市の国際交流協会Y O K Eでございますけれども、ここを出しております生活情報紙にも掲載していただいたりしまして、県の相談窓口の周知を図っているところでございます。

行田委員

情報紙、職安、ホームページというのがございまして、確かにそこでやっていらっしゃいます。それらが媒体として非常に重要だというのは分かるんですけども、今は、やはり緊急事態なんです。とにかく、1人の方に何かあったら、ここに相談するんだよという、一歩踏み込んだことをやっていかなければいけないのではないかと思います。

相談窓口の存在を知らずに、一人で悩んでいる外国籍の人たちに、窓口があることを知ってもらうために、更に一歩踏み込んだ周知というのが、例えば、外国人のネットワークを使うとか、コミュニティを使うとかという形で、今こそ施策を打つべきだと考えるんですが、その点、どうですか。

国際課長

現在の経済状況を踏まえまして、これまで相談に余り来なかった、あるいは受ける必要がなかった方、インターネットを利用できない環境にある方、こういった方々で相談が必要な方が増えていると思います。そうした場合、委員お話しのとおり、県の相談窓口の存

在を知っていただき、まずは相談に来ていただく、こういうことが非常に重要なことだと思います。

外国籍県民相談窓口に来る相談者に、どこでこの相談窓口を知ったかということ聞いたところ、かなり多くの割合で、口コミで知ったという答えがございました。そこで、こうしたいわゆるコミュニティの中での口コミによる情報の伝達というのが非常に大きな効果を持っているのではないかと考えまして、こういったコミュニティに働き掛ける、こういった形で周知を図っていくことが必要ではないかと考えております。

そこで、多言語による相談窓口の案内につきましては、今後、手軽に携帯できるカード、あるいはチラシ、各施設の掲示板に張っていただくポスター、こういったものを作成いたしまして、日本語教室などを行っております外国籍県民支援団体、医療通訳派遣システムの協定医療機関、エスニックレストラン、外国人すまいサポート店として登録していただいております不動産店や企業など、外国籍県民の方々が多く集まる場所に配布いたしまして、広く手に取っていただく、見ていただく、こういったことを考えております。そうすることにいたしまして、カードやチラシを手にとっていただく御本人はもとより、また、知人や友人にお伝えいただくことによりまして、相談窓口の存在がより広く浸透して、また、より身近な存在となるように努めていきたいと考えております。

行田委員

徹底してやっていただきたいと思います。

要望させていただきますけれども、経済状況の悪化に伴いまして、今現在、困っている外国籍の人たちが大勢いると思うんです。外国籍の人たちが安心して暮らせるようになることが、広く社会全体の安全につながると考えております。

県として、そういった困っている人たちに対する相談体制が整えられているということは理解したんですけれども、相談窓口の存在を知らずに1人で悩んでいる外国籍の人たちも多くいると思いますので、現在の経済状況を勘案しまして、できるだけ早く相談窓口の存在を知らせて、困っている人たちの相談に応じて、悩みを解決してあげられるように、積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。

次の質問にいかせていただきたいと思います。

政治はやっぱりお金の使い方だと思います。法律、条例でつくられた、そうした中身でお金の使い方が決まっていく。今、神奈川県の場合というのは非常に厳しい。他県と比べても。でも、早い時期からリストラをやってきたという現実を私も見ております。ですから、これはこれでしっかりと評価をしていかなければいけないと思っています。ただ、今、本当に生活が大変で学費が払えず、それを削られたらとんでもないといった状況というのは、日ごろから耳にし、目にしているところでございます。

今回、知事が、スクラップ・アンド・ビルドというふうにおっしゃった。これはある意味で、今までの考え方をゼロ・クリアして見直して、そして、お金の使い方をもう1回考えようじゃないか、そうした知事のメッセージの発信だと、私はそのように思っています。ですので、やはり今回のことについても、例えば先ほどお話がありましたけれども、私学の助成をしっかりとやろうとか、また、保育園を、幼稚園をしっかりと支えていこうと。これは、ここの委員、県庁内の職員のだれもが思っていることなのではないかと思っています。であるがゆえに、今こそお金の使い方をしっかりと、今までやってきたがゆえに、もう一度考えなければいけないだろうという思いから、次の質問をさせていただきます。

さきの本会議においても指摘しましたが、未ぞ有の財政危機でございます。多額の維持運営費を要する県有施設の在り方を、新しい目で根本的に見直す必要があるのではないかと考えています。そうした観点で、県民部所管の施設を見ますと、文化施設以外にも、大

規模施設としてかながわ女性センター、藤野芸術の家、地球市民かながわプラザなどがあります。

そこで、まず、県民部長にお伺いしておきたいんですけども、先日、予算編成方針の中で、知事がゼロ・クリアだと、聖域をなくしてと、見直しをしていくということをおっしゃいましたが、これに対する県民部長としての基本的な考えを改めてお伺いしておきたいと思います。

県民部長

現下の大変厳しい経済情勢でございます。それを受けまして、県の財政状況も大変危機的状況でございます。そういった中で、本年9月11日には、行政システム改革推進部長名で、緊急財政対策としての行政システム改革推進体制が、また、ただ今委員からも御指摘ございましたが、10月には平成21年度の当初予算の編成方針が、それぞれ示されたところでございます。また、本定例会本会議におきまして、行田委員からの御質問に対し、知事から、県が直面している危機的な財政状況を踏まえますと、公の施設についても、これまで以上に踏み込んだ見直しを行っていく必要がありますので、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、改めて県有施設として設置する必要性を検討し、見直しを検討していくと御答弁申し上げたとおりでございます。

県民部でも多くの施設を有しておりますが、それぞれのケースにつきまして、県有施設として設置する必要性を検証するとともに、必要な見直しを検討してまいりたいと考えております。

行田委員

まず、今回報告がありましたかながわ女性センターのあり方等に関する検討会の検討結果についてなんですけれども、県有施設の在り方を考える中で、女性センターの今後の方向性というのは重要な問題であると考えていますので聞いていきたいんです。

最初に、とにかくなくせということではないということをおっしゃいます。なくすのではなくて、正に、在り方、これをどういうふうにやっていくのかということ、基本的に考え直していくということが大事だと思っています。ですので、つぶして何かを簡単に切る、そういう話ではないんだろうと思います。重要な役割を担ってきたがゆえに、今まで存続してきたわけであって、そうしたものは、神奈川県は、常任委員会とか、議会もそうですけれども、あらゆる角度から今まで検討してきていますが、だけれども、今はこれだけ厳しい、だから、もう一回見直すんだという前提で議論を進めていきたいと思うんです。

まず、検討会の委員の方なんですけれども、肩書によらず、お住まいはどちらの方なのか。というのは、女性センターは江の島にあるわけなんですけれども、これの存続を決める、今後どうやっていくのかということを決める人たちが、一体どこの人たちなのかをお聞きしたいんです。

人権男女共同参画課長

検討会の委員は10名いらっしゃいますが、このうちの行政委員2名を除きますと、東京都が2名、横浜市が1名、藤沢市が3名、海老名市が1名、逗子市が1名となっております。これは、平成14年6月の本会議の答弁で、交通の便の良い所へ、また、これまで親しんでいる方と無縁にならない所にとということで、藤沢市内の県有施設を中心に検討を行ってきたという経緯がございますように、今回の検討会委員の選任に当たりまして、こういった経緯を踏まえまして、幅広い視点からの男女共同参画の取組で考えると、女性センターについての知識をお持ちでいらっしゃるのか、また、地元の意向を踏まえて検

討を進めることも大切であるというような視点から、委員をお願いしたところでございます。

行田委員

前提条件がいろいろあるでしょうから、そこからいろいろ検討されて、この報告書も一通りしっかり見せていただきましたけれども、委員の方は、どちらかと言うとそうした地域の方が結構いらっしゃるんですね。いろいろと考え方はあるのかもしれないんですけども。

今回、先日の常任委員会の中でも、冒頭に報告事項の中でございましたけれども、女性センターは、専門性、先導性の発揮、市町村との連携・協力ということで、専門性、先導性というところがかなり強調されているということは、横浜とか川崎にもそうしたものはあるわけなんですけれども、そこはまた一味違うと言うか、かなり先に行った、全国的にもかなり有名なセンターでございますから、いいものがあるんだということで私も認識しています。先々月、私も視察させていただいて、納得する部分ももちろんあるわけなんです。だからこそ、果たして、江の島になればいけないのかと、私は、逆に、またそこで考えてしまうところなんです。ましてや、資産を持って運営しているということですから、どちらかと言うと女性センターというのは、資産を持ってやるというよりも、重要なのは、資産ではなくてソフトなのではないかなと、そうした観点を持っております。

先日もお話があったんですけども、女性センターは規模が非常に大きい施設ですので、経費もかかると思うんですけども、維持運営費とか使用料の、今の収支状況はどうなっているかお伺いしておきたいんです。

人権男女共同参画課長

平成20年度の予算では、維持運営費は1億6,000万円となっております、これに対する使用料等の収入でございますが、これは平成19年度の実績で申し上げますが、約3,500万円となっております。

行田委員

1億6,000万円を県が投入して、収入が3,500万円ですから、1億2,000万円は県から毎年投入して、その施設を運営しているというのが現実だと思うんですね。ポイントは、1億2,000万円をそこに投入して、そのままその場所でやり続けるのがいいのか。そこには資産があるわけですから、一つの考え方として、今回ゼロ・クリアして、もう1回、在り方を考える。もちろん、検討会の結果というのは非常に重いものですから、私は軽々に言うべきものではないんだということを前提にして、とは言っても、知事がおっしゃっているように、この厳しい状況下ですから、お金も有効に使っていかなければいけないだろうと。そうした観点から考えると、何も資産を持ってその場所でやるというよりも、どこか場所を借りてやっていくということもあってもいいのではないかと思うんですが、その辺に関しては、どういうお考えをお持ちなのかお伺いしておきたいんです。

人権男女共同参画課長

女性センターにつきましては、先ほども申し上げましたように、移転というお話もありまして、その中では、民間のビルというような選択肢も含めていろいろと検討してまいったところでございます。その中で、結論に至らず、数年が経過したということがございます。

資産を持つということにつきましては、今後、検討会の報告の内容を踏まえるとともに、県の財政状況が厳しいということも踏まえながら考えてまいりますけれども、今回の検討

会の中でも、女性センターの維持運営費などを補うために、収益性の向上や施設の有効活用を考えるべきだという御意見も数多く頂いたところでございますので、そういったことも含めながら検討してまいりたいと考えています。

行田委員

今おっしゃったように、財政状況の大変厳しい中で、県として女性センターを持ち続けるからには、広く県民にメリットがある施設であるべきなんです。限られた人しか利用されないということがあってはならないというふうに思うんです。例えば、図書館というのは、私は非常に重要だと思います。その図書館を、江の島で持っていなければいけないのかということがあるんですね。いろんな検討の結果、やっぱりそこが一番いいんだとなれば、それはそれでいい。ただし、その検討が、その地域の方だけではなくて、全県的に検討された結果であれば、私はそれは構わないと思うんです。しかし、今の考え方からいくとどうなのかなと、疑問符を付けざるを得ない。例えば、藤沢であるとか、辻堂であるとか、民間の施設であるとか、合同庁舎であるとか、そうした所もあるわけであって、また、場合によっては、県立図書館もあるわけであって、そういう所にコーナーを設けるというのも一つの考え方なのではないかなと。これはアイデアですから結論ではないですけども、そうした聖域のない議論というのを徹底的にやった上で、そういうことを決めていき、ありきであってはならないだろうと思っております。

検討会の報告書の中身を見ますと、アンケートをとってやっていらっしゃるんですけども、調べてみると、このアンケートに答えている人の中身も、ほとんどの方、7割以上の方が女性センターに来たことがないんですね。こうした現実に対してどう考えるのか。そういうものをひっくるめて、これが作られているわけなんですけれども、その辺、お伺いしたいんです。

人権男女共同参画課長

女性センターにつきまして、委員のお話にありましたように、いろいろとアンケートをとりながら検討を行いました。女性センターの利用者や県政モニター、インターネットのアンケートの会員などを対象にしたアンケート調査でございます。この中でも、県政モニターにつきましては、男女比とか地域分布に配慮して選ばれていきますので、余り偏りなく、全県の意見が反映されているのではないかと考えております。

この中で、女性センターを知っている方は6割ほどいらっしゃいますが、実際に利用したことがあるという方は15%程度という結果でございました。こういったことにつきましては、県内の施設として、横浜市に3施設、川崎市、横須賀市、相模原市など6市がそれぞれ1施設、合わせて九つの男女共同参画施設がございますので、県民の方が県の施設を利用される人数として、この程度の割合になっているのかというふうに受け止めております。また、このほかに、県内各地でも、女性センターと市町村の共催の講座などを行っておりますので、このようなところへの参加者も、このほかにいらっしゃったのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、県の施設でございますので、広く県民にメリットのある施設であるべきということはおっしゃるとおりと思っております。

今後も、調査研究を生かして、情報発信し、リーダー層の女性人材を育成することで、全体としての男女共同参画を推し進め、また、市町村への支援などにより、広範な波及を目指していくということで、今後の在り方を考えてまいりたいと思います。

行田委員

そういう視点を持ってやっていらっしゃるといのは分かったんですけども、これま

では、言葉が悪いんですけれども、どうもありきなのではないかと、そういうリードをしていたのではないかと思います。

広く県民に意見を求めて、本当に無駄をなくし、福祉の方であるとかにお金を重点的に充てていくやり方があってもいいのではないかと思います。

ありきのように私を感じてしまう元というのは一体何なんですか。どういうことが原因になってきたのかをお聞きしたいんです。

人権男女共同参画課長

ありきになってきたのではないかとということでございますが、結論を最初から設定して検討をお願いしたわけではございません。

先ほどちょっと申し上げましたが、平成14年の知事答弁を受けた後、藤沢市内の県有施設を中心に移転についての検討を行ってきたわけですが、適地が見付からず、結論に至っていないということがございまして、その後、検討会を改めて設けたということでございます。

これからは、検討会の報告書を尊重するとともに、また、県の財政状況が厳しいということも含めて検討を行ってまいりたい。検討会に対しましても、県の財政状況が非常に厳しいという状況につきましてお伝えをいたしました。そういったことも御考慮いただいて、江の島という立地環境を生かして、施設の有効活用により収益性を上げるというようなことを考えていくべきではないか、女性センター本来の機能とそれ以外の部分を切り分けて考えて、それ以外の部分について収益性を上げるというようなことも考えてはどうかと、そういった御提案も様々頂きましたので、そういったことについても、今後、検討してまいりたいと考えております。

行田委員

分かりました。平成14年の知事の答弁が一つのルールということなので、今までの動きは理解しました。分かったんですけれども、一方で、今の知事は違うんですね。ゼロ・クリアで、聖域なく見直すんだということもおっしゃっているわけで、両方とも知事の御答弁ではあるんだけど、尊重しつつ、やはり見直さなければいけないのではないかと思います。

要望させていただきたいと思うんですが、まず一つは、広く県民の意見を集める努力をしていただきたいと思います。

もう一つは、報告書の18ページにもあるんですけれども、今、人権男女共同参画課長に御答弁いただきましたけれども、検討会の皆さんからも、施設の維持運営をやっていくために、収益性を高めるんだという御意見があったということで、この報告書にも、施設の維持運営費などを補うために収益性を高めるといった工夫を行うということが、しっかりと明記されているので、これはただやらせてはいけません。期限を決めて、いついつまでにどういう姿になるんだという経営的観点で運営をしっかりとやっていただきたいということを要望しまして、かながわ女性センターの在り方については終わります。

二つ目なんですけれども、藤野芸術の家の在り方について聞いておきたいと思うんです。

当委員会でも現地調査を行った芸術の家ですけれども、平成18年度から指定管理者制度が導入されております。現在、神奈川県青少年協会を指定管理者として運営されているんですが、一定の利用がなされていることは承知しております。ただ一方で、経費的な面を見ると、施設の運営に要する経費が約1億9,000万円かかっているんです。これに対して、利用料金収入等は6,000万円ほどあるんですけれども、県から指定管理料として、毎年1億3,000万円が支出され、この運営経費が賄われているという現状にあるわけですね。それを前提とした上で、藤野芸術の家の在り方について、当局の認識を中心に、何点

か伺っていきたいと思います。

まず、藤野芸術の家は、青少年をはじめとする県民が気軽に芸術体験できる施設として活用されていることは承知しております。改めて、今の時期において、県がこうした施設を持つ必要性があるのかどうか。つぶせと言っているわけではないんです、先に言うておきますけれども。そうではなく、客観的にもう一回、こういった時期であるから評価すべきだと私は言っているわけなんで、その議論をしていきたいと思いますが、その必要性があるのか、考え方をお伺いしたいと思います。

青少年課長

藤野芸術の家につきまして、必要性ということで御質問を頂きました。

近年、青少年の生活や行動に関しまして、御案内のとおり、不登校、ひきこもり、いじめなどの問題の深刻化が懸念されております。その背景といたしまして、様々な社会状況が変化する中で、自然や人との触れ合いを通じた多様な実体験の機会が減少して、青少年が自ら考え、選択する力、あるいは、自分と異なったものを尊重し、また、命を大切にする心、そうしたことを養うのが難しくなっているというようなことが指摘されております。

こうしたことから、県におきましては、悩みを抱える青少年の支援に取り組み、また、豊かな人間性と社会性を持った青少年を育成するために、科学、文化芸術、自然などに触れることができるように、多様な機会や場を提供することを、県の総合計画に位置付けて、その推進を図っているところでございます。

一方、県では、昭和 30 年代後半から 40 年代ですけれども、青少年会館、青少年の家、キャンプ場など、全県的に多様な青少年施設を整備いたしましたけれども、その後の社会の変化の中で、こうした地域に密着した施設は地域で運営することが望ましいという考えの下に、市町村への移譲を進めてまいりました。そして、県としては、広域性、専門性といった特性を生かした拠点施設を整備・運営することで、青少年に体験活動の場を提供する役割を担うということにいたしまして、藤野芸術の家は、宿泊の可能な芸術体験活動の拠点として再整備をいたしましたものでございます。こうした市町村との役割分担を踏まえまして、青少年の体験活動の場という機能を発揮しております県立施設としての藤野芸術の家の意義は、現状においても大変大きなものと考えておりまして、現在、県の施設として運営しているところでございます。

行田委員

芸術体験は非常に重要ですから、大事だと思っています。ただ、藤野芸術の家というのは、周辺地域を除きまして、県内各地から 2、3 時間かけないと行けない場所にあるので、県域の利用を目的とした施設であるということを考えると、利便性が高いとは言えないんですけども、この現状についてどう考えますか。

青少年課長

委員のお話にございましたように、藤野芸術の家までは、県内でも、行くには時間がかかってしまうという地域が多いという地理的な状況にはございますけれども、藤野町、現在は相模原市藤野町でございますが、60 年以上も前に、多くの芸術家が活動の場を求めて移り住んだ地域でございまして、近年でも、多くの芸術家の活動拠点となっております。藤野芸術の家は、そうした人的資源を生かしまして、豊かな自然環境の中で芸術体験ができる宿泊施設として設置されたものでございます。

現在、工房、音楽スタジオ、ホールの一般利用といったことのほかに、地元の芸術家を講師に招いて、音楽や陶芸のワークショップ事業が積極的に行われまして、住民の方々が地元の芸術家と交流しながら、音楽コンサートですとか、演劇などの自主的な活動の拠点

にもなっております。そうしたことから、地域の特色を生かした施設として、機能を発揮し運営されているというふうに考えております。

利用者の方々からも、例えば、学校ですとか、グループで利用していただいた方々から、校外活動、サークル活動として、静かな環境の中で宿泊をしながら、音楽や演劇の練習、発表ができる貴重な施設であるといった評価も頂いておりますし、家族利用の方々からは、「陶芸等を通じて触れ合いを深めることができ良かった」というような声も頂いております。

確かに、立地場所としては、県北西部の県境近くに位置しておりますけれども、平成19年度の利用者の状況を見ますと、旧津久井郡を合わせました相模原市域の方の利用は29%で、県外も含めたその他の地域からの利用が70%以上を占めておりまして、先ほど申し上げたような特色が発揮されて、広域的に利用していただいているものと認識しているところでございます。

行田委員

状況は分かりました。

最近の青少年を取り巻く環境を考えますと、青少年が心豊かに育っていくためには、こうした芸術や自然を体験する機会を増やしていくということは大変重要だとは思いますが。しかし、現在の県財政の危機的状況に際しまして、先ほど申し上げた金額をかけて、県が持つ必要性が本当にあるのか。施設を自前で持たなくても、体験活動の機会を提供する方法はないのか。例えば、県が主催者でもいいし、バックアップでもいいんですけれども、所有するのではなくて、そうした事業を行う事業者を支援していく、財政的な面でも支援していくなど、資産を持たないということも検討していいのではないのかと思うんです。

今後、今一度、施設の在り方を再検討すべきなのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

青少年課長

委員お話しのとおり、現在、県は危機的な財政状況に直面しております。私どもといたしましても、そうした状況認識を強く持って、管理する施設の在り方について、先ほどの県民部長の答弁にもありましたように、県有施設として設置する必要性を、改めて検証していかなければならないと認識しております。

藤野芸術の家について御指摘いただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように、芸術体験施設として、地域の特色を生かした運営がなされておりました。県立施設としての役割を現時点では果たしていると認識しております。しかしながら、藤野芸術の家を含めまして、現在県が所有している五つの青少年施設、藤野芸術の家のほかは、青少年センター、清川青少年の家、柳島青少年キャンプ場、観音崎青少年の村でございますけれども、これらの施設は、平成2年3月に、県、市町村、民間の役割分担を踏まえて策定されました県内青少年関連施設総合整備計画というものがございまして、この計画で示された方向性を基に、現在の体制で青少年健全育成のために運営をしております。そこから20年近くが経過しております。その後の社会状況も大きく変化いたしております。また、財政難という状況の中で、委員からのお話も踏まえまして、藤野芸術の家だけではなくて、県の青少年施設全体として在り方を検討すべき時期にあると認識をしております。そこで、青少年の健全育成のために、県として果たすべき役割を踏まえながら、施設の在り方について、現在、見直し方法や進め方について検討しているところでございます。

行田委員

要望させていただきたいと思うんですが、今の時代というのは、少子化、都市化、情報

化の中で、子供が様々な体験の場を得にくくなっているという現実だと思えます。そうした機会を、行政として多く提供していくことは否定しないし、有意義なことだとは思っています。しかしながら、今の財政状況というのは、自ら施設を所有する、設置して運営していくという必要性を、白紙の状態から見直す良い機会だと思っています。

どうしても県がやらなければいけないことなのか、判断が難しいものではないか、若しくはやる必要がないのではないか、こうした事業の仕分を、しっかり認識を持ってやっていただきたい。外部からの意見も聞きながら、検討していただくように要望したいと思います。

次に、地球市民かながわプラザについてお伺いしたいんですけれども、これは本郷台の駅の近くにあるわけですけれども、自治総合研究センターと横浜市との合築で、栄区民センターなどが同居する大規模施設でございます。この施設についても、今の状況では、合築だからということだけで見直しの例外になるものではないと思っています。そこで、地球市民かながわプラザについて伺いたい。

このプラザは、ホール、企画展示室、情報フォーラムといった施設を有しまして、平成18年度から指定管理者制度により運営されており、一定の利用がされていることは承知しておりますが、この施設の必要性について、改めてどう考えるか、これについて伺います。

国際課長

地球市民かながわプラザは、大きく二つの機能を持っております。一つは、地球市民意識の醸成と多文化共生社会を築くための総合的な学習施設、もう一つは、NGOをはじめとする県民の方々の国際交流・協力活動の支援の拠点、大きく分けて二つの機能があると承知しております。

これに沿って事業を行っておりますけれども、主な事業を申し上げますと、まず、多文化共生の地域社会づくりの点では、各国の文化や生活を、民族衣装、民族楽器のコンサート、エスニック料理作りなどを通じて学んでいただきますワールド・カルチャー・デイといったイベント、これは毎月1回、基本的に国を変えて実施しております。また、地球温暖化や国際協力などに関するセミナーの開催、それから、児童・生徒の皆さんに、世界の多様な文化や地球的規模での課題への理解を深めていただくための、幼稚園、小・中・高校から来ていただく校外学習の受入れ、環境や平和などに関する企画展示などの事業を実施しております。併せて、外国籍県民支援事業といたしまして、中国語やスペイン語などによる外国籍県民教育相談も実施しております。さらに、二つ目の機能であります県民の国際交流・協力活動の支援といたしましては、国際交流・協力活動に資する各種図書や映像資料の収集、閲覧、視聴、県内外のNGOの発行するニューズレターやチラシの収集、展示といった事業を実施しております。

委員お話し、この施設の必要性ということでございますが、県民の生活の基本でございます経済活動はもとより、私たちの日々の生活におきまして、世界の動きがすぐに反映し、また、重大な影響を及ぼすといった時代になっております。特に、環境問題でありますとか、感染症など、地球的規模の諸課題はますます深刻化しております。県民生活や我が国経済の安定をも左右する重要な問題となってきており、これらに対しましては、県内に蓄積されました様々な人的な資源あるいは技術力、こういったことを活用した、地域からの国際協力あるいは国際貢献が必要となってきていると考えます。また、学校や職場、地域社会におきましては、外国籍県民の方々の抱えている様々な課題に対しましては、ボランティア団体をはじめといたしまして、多くの県民の方、企業、それから行政などが連携しまして、解決に向けて取り組んでいかなければいけないと、こういった状況になってきていると思えます。

このような状況の下では、まず、児童や生徒の皆さんに、異文化に対する受容性を高め、世界の国々や民俗に対する知識を深めていただきまして、国際的な広い視野を醸成していくことが大切であろうと考えます。また、外国籍県民の支援や途上国の支援を行っておりますNGOなどの、県民の方々の活動に対しまして、情報面でありますとか、あるいは活動のノウハウ、こういった面で支援をしていくことが求められていると考えています。

こうした点から、地球市民かながわプラザの持つ二つの機能、多文化共生の地域社会づくり、また、県民の国際交流・協力活動の支援という機能は、今後ますます重要性を増していくものであると考えておりまして、それらの機能の県内の拠点施設として、今後とも中心的な役割を担っていく必要があると考えております。

行田委員

県内の外国籍県民の増加、定住化、また、国際交流・協力活動の活発化、こうした社会経済状況の変化とともに、施設に求められる機能も変化していると思っています。

地球市民かながわプラザは、設置後11年近く経過してしまっていて、県民ニーズを先取りした機能の見直しが必要ではないのかと思っています。今、いろいろ議論をするその前提として、先ほどの芸術の家もうそうですけれども、良い機会なので、とにかく、ありきではない、仕方ないではない、今こそ本当に、この機能が本来の目的に沿った形で、きっちり無駄のない形でお金が使われているか、そのための議論を徹底的にやっていきたいと思っています。

今後、第三者の視点による意見を取り入れるなどして、施設の在り方や機能を検討していくべきだと思うんですけれども、どうですか。

国際課長

地球市民かながわプラザは、ただ今申し上げましたような機能を有しておりまして、今後とも大きな役割を果たしていくものと考えておりますが、委員お話しのとおり、開館以来11年近くが経過してしまっていて、社会経済状況の変化に伴いまして、この施設に求められる機能も変化していくものと承知しております。

今後は、こうしたことを踏まえまして、施設に求められる機能の面からも見直しを図っていく必要があると考えております。そこで、外部の方の意見などを聞くような工夫をいたしまして、この施設の機能や事業の在り方等を検討してまいりたいと考えております。

行田委員

分かりました。

要望させていただきましても、何度も言いますけれども、厳しい財政状況の今こそ、県有施設について、思い切った見直しをするチャンスです。地球市民かながわプラザについて、多文化共生の地域社会づくりの拠点施設などとして、機能の強化と、より効果的な施設運営の観点から見直しを行いまして、より良い施設とするよう要望しておきたいと思えます。

続きまして、ちょっと角度を変えたいんですけれども、個人情報の話をやらせていただきたいと思うんです。

個人情報保護法が全面施行されてから3年半が経過しました。

県民にとっても、私自身も、個人情報の取扱いについて戸惑う場面が多いですね。特に、学校や自治会など、地域社会の連携・協力が大切なところで、いわゆる過剰反応によって、学校の緊急連絡網とか自治会名簿が作れないなどの声をよく耳にしております。そこで、個人情報の保護に関する過剰反応への対応について、何点かお伺いしていきたいと思えます。

まず、法施行後、個人情報の保護を理由に、学校の緊急連絡網とか自治会名簿が作られないなど、私の地元でも、いわゆる過剰反応が起きていると感じているんですが、どのような事例があるでしょうか。

情報公開課長

今、委員からお話がありましたように、個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されました。それによりまして、個人情報を取り扱う民間事業者に対しても一定の義務が課せられたということになりました。

この法の全面施行後、個人情報の保護の面が強調されて、マスコミで大きく取り上げられたことのほか、県民のプライバシー意識の高まり、個人情報を取り扱う上での、今お話しがありました戸惑い、漏えい事故や心当たりのない会社からのダイレクトメールなどによる事業者の情報の取扱いの不信感、こういったことを背景といたしまして、いわゆる過剰反応というのが見られました。

過剰反応は、個人情報の保護を理由として、これまで社会に定着していた個人情報の有益な利用までやめてしまう、行き過ぎた反応なんですけれども、県にも、法の全面施行直後には、学校や自治会などから、今お話しがありました緊急連絡網や名簿の配布を取りやめるべきであろうかといったような御相談、あるいは、病院に息子であることを名乗って、母親の診察が終わったかを問い合わせたけれども、個人情報を理由に教えてもらえなかったと、こういったような苦情がたくさん寄せられました。そのほか、災害時に援護を必要とする方々のリストを事前に作成する要援護者リストが作れないであるとか、民生委員、児童委員が福祉事務所などと協力して観察するときに必要な情報の共有化が図れない、こういったような苦情がございます。

行田委員

県では、こうした過剰反応に対してどういう取組をしているのか、また、最近の県内の状況についてお伺いします。

情報公開課長

法では、その目的を、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することと定めております。

県では、いわゆる過剰反応については、保護と利用のバランスを図るという趣旨に添ったものではなくて、法律に対する理解が十分でないことが一つの要因になっていると考えておりまして、法の趣旨や考え方、あるいは個人情報の適切な取扱いについての理解を促すための広報啓発を行っております。具体的には、国やほかの自治体に先駆けまして、県では、平成18年2月に、法の趣旨を説明したリーフレットを作成し配布いたしました。また、県民の方から、具体的な事例を入れてほしいというような要望がございましたので、事例に即した個人情報の適切な取扱いを追加しましたパンフレットを、平成18年度以降、約7万部作成して配布しております。それから、毎年10月を県の個人情報保護啓発強調月間といたしまして、市町村の協力を得まして、ポスターやパネルの掲示、県のたよりやラジオ番組の活用などといったことで広報活動を行っております。

最近の県内の状況についてですけれども、法の全面施行直後は、県にも多くの相談や苦情が寄せられましたが、近年はその件数が減少しております。また、平成19年夏に行いました県民へのアンケート調査によりますと、約8割の方が法をよく知っている、ある程度知っているとお答えいただいております。一方で、この法を知っていると答えた方に対して、更に問掛けをやりまして、学校や自治会の名簿は、本人の同意があれば、作成や配付ができるということを知っていらっしゃるかと聞きましたところ、67%の方が知っ

ているとお答えしております。にもかかわらず、法の影響について聞きましたところ、学校や自治会の名簿の作成が中止されて、生活が不便になったと感じるという方が3分の2ぐらいおりました。

そこで、県では、先ほどお話ししました広報啓発に取り組みまして、県民の皆さんに少しずつ法の内容が理解されるようになった結果、顕在化するような過剰反応は減ってきていると考えておりますけれども、具体的な場面では、保護と利用のバランスを図るという法の趣旨が、必ずしも実践されていない部分もあるという状況であると認識しております。

行田委員

法については、約7割、67%の方は知っていらっしゃる。知っていつつ、3分の2の方は名簿は作ってほしいと思っている。実は私の地元もそうなんです。大体、春から夏にかけて、そういった話が結構来ます。自治会関係や学校関係から、不便だということで。今おっしゃったように、認識というのは非常に重要だと思うんですけども、このように作成できないということで、学校とか自治会に対して、県はどのような対応をされているのでしょうか。

情報公開課長

法律では、個人情報情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることが原則になっております。今、お話がありました緊急連絡用の名簿というものは、作った後に配付するということが考えられますので、対応としては、あらかじめ本人の同意を得る、あるいは同意に代わる措置をとる、こういったことで、作ったり配布したりするということができます。詳しく説明しますと、同意を得るということは、例えば、名簿を作る際に、個人情報情報を記入してもらう用紙に、この名簿を関係者に配付するといったことをあらかじめ書いておくということが考えられます。あるいは、同意を得た方だけに配るということも考えられます。また、同意に代わる措置ということとは、これについては、本人から要請があったら名簿から除くということになりますけれども、具体的には、その名簿を使う目的、掲載する内容、提供の方法、あるいは要請があった時に削除する手段、名簿を作ったことを分かるように掲示することで、名簿を作成し配付するということができます。

県として、学校や自治会にどのような対応をしているのかということですが、先ほど御紹介しましたパンフレットの中に、緊急連絡網や自治会名簿の作成方法が記してありますので、学校や自治会に直接届くように、平成19年にこのパンフレットを配布いたしました。そして、今取り組んでおる内容ですが、学校や自治会に直接足を運んで、個人情報保護に配慮しながら、こういった名簿の作成など、必要な情報の活用に工夫を凝らしている事例がありますので、こういったお話を伺いながら、具体的な取扱いについて、どのような場面で困っているのか、あるいは制度に対しましてどのような対応ができるのか、こういったことを検討しまして、現場の方が使いやすいように、事例集ということで、まとめようとしております。

今年度、事例集の素案をつくりまして、学識者の方に見ていただいて、来年度には、学校や自治会の関係者の方に配布したいと考えております。

行田委員

私の地元でも、区の議員団会議というのがあります。そこで、要援護者をどうやって救うかということで、地元では、今年、モデル地区を連合町会別に3地区設定をいたしまして、協力を得られる方の名簿を作って、準備をしているところなんです。

高齢社会の中で、地震や火災など、災害時に援護を必要とする者の名簿を作成するという、先ほどから何度か御答弁いただいておりますけれども、個人情報保護に配慮しながら、

高齢者の対応はどういう形が考えられますか。

情報公開課長

市町村では、地域防災計画に基づきまして、災害時における要援護者対策に取り組むために、災害時の要援護者リストを作ろうとしております。

その方法としましては、先ほど、法の趣旨を説明いたしましたけれども、関係する方で共有しますので、本人の同意が原則として必要になるんですけれども、三つの方法によって要援護者の所在を把握しております。一つは、自主的に名乗り出てもらうという手挙げ方式と呼ばれているものです。二つ目が、同意を直接得るという同意方式、三つ目が、市役所の関係部局がほかの目的で取得した情報を、同意を得ることなく目的外で利用する関係者共有方式という三つの方式がございます。

市町村では、最初の手挙げ方式と同意方式だけでは十分ではない部分がありますので、関係者共有方式を使うことを検討しておりますけれども、個人情報保護制度上は、本人外収集、あるいは目的外利用ということになりますので、制度に配慮した手続が必要になっております。

そこで、県では、保健福祉部を事務局といたしまして、市町村や福祉関係者、当課の職員等が入りまして、災害時における要援護者支援対策検討会を設置いたしまして、平成19年3月に、災害時における要援護者支援マニュアル作成指針を作成しております。この中の記載を紹介いたしますと、この指針では、福祉目的で収集した個人情報を、災害時に避難支援のために利用することは、個人情報の有用性に着目した取組ととらえまして、適正な取扱いと認められるといった観点で取組を進めていこうという方向性を明らかにしております。その上で、市町村における個人情報の取扱いに対する地域住民の信頼性を高め、要援護者の所在情報の把握が進むように、今お話ししました三つの方式を段階的に組み合わせて活用するモデル的な取組を紹介し、収集の必要性や利用目的の範囲の限定、こういったことを住民の方に十分に説明すること、あるいは審議会の意見を聞くなど、各市町村の条例に基づく手続を行うこと、それから、提供先において個人情報を適切に取り扱うための措置を講じさせることが必要であるなど、活用するに当たっての留意点を記載しております。

行田委員

個人情報保護制度についての理解に関しては、これから社会に出る子供たちにとって、私は非常に必要なことなのではないかと思っています。そのためには、個人情報の取扱いに関する教育が大変大切だと思うんですけれども、この点についてどのように考えますか。

情報公開課長

今、委員からお話がありましたように、個人情報の取扱いに関する子供たちへの教育というのは非常に大切なことと考えております。

教育委員会に聞いたところでは、社会の情報化の進展を背景としまして、学校では情報教育の充実が進められてきております。現在、小・中学校では、各教科や総合的な学習の時間、高等学校では必修科目である情報において、情報に関する授業が行われていると聞いております。その中で、個人情報の取扱いについてですけれども、例えば、中学校では、情報化の進展が生活を充実・発展させてきたことを知らせるとともに、個人情報の保護を含めて、自分のつくり出す情報がほかの人や社会に及ぼす影響を十分に認識して、情報モラルの重要性について考えさせることとして聞いております。また、実際、県内においても、情報モラルについて、多くの公立の小・中学校で指導が行われていて、その大半で、個人情報に関することは取り扱われていると聞いております。また、高等学校でも

同じように、情報を主体的に活用して、一方で情報の収集・発信に伴って発生する問題、責任を理解させるということが大切だとなっておりまして、実際に教科書を拝見いたしますと、個人情報保護法の目的であります有用性と個人の権利利益の保護が明記してございます。

情報公開課といたしましても、県内のすべての小・中学校、高校に対しまして、先ほど御紹介いたしました過剰反応対応のパンフレット、それから、個人情報保護法の説明会がございますので、この法の説明会開催について周知いたしまして、児童・生徒を指導する教員の方々に対して、個人情報保護法に関する情報に触れる機会を提供しております。

今後につきましては、委員御指摘の点を踏まえまして、子供たちが個人情報の保護と利用のバランスを図ることが重要であるといったことを理解して、適切な取扱いが身に付けられるように、教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと思います。

行田委員

要望しておきたいと思うんですけれども、教育委員会とも連携してやっていただきたいと思います。

個人情報はその取扱いを誤りますと、個人の権利利益を侵害することになりますので、その保護はしっかりと行われなければなりません。一方、地域社会において必要な情報を必要な範囲で共有するという事は、防犯や防災など、県民生活の安全・安心に向けた地域での連携や協力に非常に役立つことであると考えます。

個人情報の保護と共に、その有用性について十分配慮して利用することが必要だと思いますので、今後も、県民に対して、個人情報保護制度の趣旨や個人情報の適切な取扱いについて、正確な理解を促すことに努めていただきたいと思います。

以上、要望しまして私の質問を終わります。